

**横浜開港150周年記念事業コアイベント**  
**(バイサイドステージ(テーマステージ、バイサイドエリア、特別エリア)・ヒルサイドステージ)**  
**実施業務委託に関する公募型プロポーザル実施取扱要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成18年度に横浜市が策定した「横浜開港150周年記念事業コアイベント実施計画」を踏まえ、財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という。）が行う高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験が求められる横浜開港150周年記念コアイベント（バイサイドステージ(テーマステージ、バイサイドエリア、特別エリア)・ヒルサイドステージ) 実施業務委託について、専門的な技術等を有する事業者から広く企画提案等を受け、原則として平成19年度から平成21年度まで実施設計、制作、施工、施工監理、運営管理等の業務を行う受託者を特定するために実施する公募型プロポーザルの事務取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型プロポーザルとは、委託の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、当該委託に係る事業企画、実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託者を特定することをいう。

(提案資格)

第3条 協会の会長（以下「会長」という。）は、公募型プロポーザルにより受託者の特定を行おうとするときは、次の各号に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定めるものとする。

- (1) 当該年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に記載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目（イベント企画運営等（営業種目319））について登録が認められた者であること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までに、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていない者であること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(実施の公表)

第4条 会長は、公募型プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項をホームページその他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案書の提出者の資格
- (3) 提案書の評価項目
- (4) 担当部課
- (5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) 要請手続において使用する言語及び通貨

- (8) 契約書作成の要否
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
- (10) その他会長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第5条 公募型プロポーザルにおいて単独又は複数の事業者による共同で提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（様式1-1又は1-2）及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を会長に提出しなければならない。

2 参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、前項の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「参加意向申出者」という。）は、「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-3）を添えて、改めて参加意向申出書を会長に提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第6条 会長は、参加意向申出者について、第3条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 会長は、提案資格を満たさないことを確認した者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第7条 会長は、参加意向申出者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提案資格の確認の結果を通知書（様式2）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の非選定の通知を受けた者は、会長に対して書面により、その理由についての説明を求められることができるものとする。

(提案書の提出要請)

第8条 会長は、第6条の確認に基づき、参加意向申出者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書（様式3）により提案書等（様式4）の提出を要請するものとする。

2 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、委託の性格上、要請者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われない恐れがある場合には、要請者が一堂に会さない形で個々の要請者に説明を行うことは妨げない。

(受託者の特定)

第9条 会長は、公募型プロポーザルにより受託者の特定を行おうとするときは、あらかじめプロポーザルの実施方法、評価委員、評価項目その他必要な事項を、会長が設置した契約業者選定委員会において審議するものとする。

2 会長は、提案書及びヒアリング内容の評価を行うため、評価委員会を設置する。

3 評価委員会は、第1項に定めた評価方法により、提案書及びヒアリング内容の評価を行い、契約

業者選定委員会に評価結果の報告を行うものとする。

- 4 契約業者選定委員会は、評価委員会の報告に基づき審議を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定するものとする。
- 5 会長は、特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面（様式5）により通知するものとする。
- 6 前項の通知を行う場合、非特定者に対し、特定されなかった理由を付すものとする。
- 7 第5項の非特定の通知を受けた者は、会長に対して書面により、その理由についての説明を求められることができるものとする。
- 8 特定者に対して、当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。なお、実施統括管理責任者等の変更は原則として認めないものとする。

（提案資格の喪失等）

- 第10条 当該委託について提案資格を有することについて会長の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。
- (1) 第3条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
  - (2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
  - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 前項の場合において、会長は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

（提案者が多数見込まれる場合の措置）

- 第11条 会長は、提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行い評価を行うことができる。

（委任）

- 第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(様式1-1)

平成 年 月 日

財団法人横浜開港150周年協会 会長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参加意向申出書(単独提案)

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：「横浜開港150周年記念コアイベント・<sup>ベイサイド</sup>ステージ」実施業務委託  
ヒルサイド

### 1 参加意向申出者

商号又は名称	
代表者職氏名	
住 所	〒 —
横浜市入札有資格者名簿 業者コード	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

### 2 書類送付等連絡先

担当者所属	
担当者氏名	(フリガナ) -----
住 所	〒 —
電話・FAX 番号	TEL — — FAX — —
電子メールアドレス	@

(様式1-2)

平成 年 月 日

財団法人横浜開港150周年協会 会長

**(幹事者)**

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参加意向申出書 (共同提案 (JV))

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。なお、幹事者および別紙の共同提案者の合計 ( ) 者から構成される共同企業体 (JV) を結成します。

件名：「横浜開港150周年記念コアイベント・ <sup>ベイサイド</sup> <sub>ヒルサイド</sub> ステージ」実施業務委託

### 1 参加意向申出者(幹事者)

商号又は名称	
代表者職氏名	
住 所	〒 —
横浜市入札有資格者名簿 業者コード	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

### 2 書類送付等連絡先(幹事者)

担当者所属	
担当者氏名	(フリガナ) -----
住 所	〒 —
電話・FAX 番号	TEL — — FAX — —
電子メールアドレス	@

(様式1-2 別紙)

## 参加意向申出書 (共同提案 (JV))

参加意向申出者(幹事者以外の共同提案者)		幹事者の称号又は名称
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住 所	〒 —	
横浜市入札有資格者名簿 業者コード	□ □ □ □ □ □ □ □	
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住 所	〒 —	
横浜市入札有資格者名簿 業者コード	□ □ □ □ □ □ □ □	
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住 所	〒 —	
横浜市入札有資格者名簿 業者コード	□ □ □ □ □ □ □ □	
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住 所	〒 —	
横浜市入札有資格者名簿 業者コード	□ □ □ □ □ □ □ □	

(様式1-3)

平成 年 月 日

財団法人横浜開港150周年協会 会長

**(共同提案の場合は幹事者)**

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参加意向申出書記載事項変更届出書

次の件について、平成 年 月 日に提出した参加意向申出書について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。なお、変更後の参加意向申出書を別添のとおり提出します。

件名：「横浜開港150周年記念コアイベント・  
ベイサイド  
ステージ」実施業務委託  
ヒルサイド

### 1 変更事項の概要

--

### 2 書類送付等連絡先(共同提案の場合は幹事者)

担当者所属	
担当者氏名	(フリガナ) -----
住 所	〒 ー
電話・FAX 番号	TEL ー ー FAX ー ー
電子メールアドレス	@

(様式2)

平成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

財団法人  
横浜開港150周年協会  
会 長 上 野 孝

## 提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：「横浜開港150周年記念コアイベント・  
ベイサイド  
ステージ」実施業務委託  
ヒルサイド

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

連絡先：  
財団法人 横浜開港150周年協会 企画調整部  
所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-6  
住友生命横浜関内ビル3階  
電 話 045-222-0150 FAX 045-662-1500  
E-mail proposal@yokohama150.org

(様式3)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

財団法人  
横浜開港150周年協会  
会長 上野孝

## プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、期限までに提案書等を提出していただきたく要請します。

件名：「横浜開港150周年記念コアイベント・  
ベイサイド  
ステージ」実施業務委託  
ヒルサイド

### 1 提出書類

提案書提出様式（提出期限 平成19年7月6日（金）午後5時）

### 2 その他関係書類

- (1) 提案書作成要領
- (2) 業務説明資料
- (3) 関連資料

関連書類につきましては、財団法人横浜開港150周年協会ホームページで公表していますので、参照の上、資料を作成してください。<http://www.yokohama-lab.com/y150/>

(連絡先)

財団法人 横浜開港150周年協会 企画調整部  
所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-6  
住友生命横浜関内ビル3階  
電話 045-222-0150 FAX 045-662-1500  
E-mail proposal@yokohama150.org

(様式4)

平成 年 月 日

財団法人 横浜開港150周年協会 会長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：「横浜開港150周年記念コアイベント・  
ベイサイド ヒルサイド  
ステージ」実施業務委託

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

(様式5)

平成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

財団法人  
横浜開港150周年協会  
会 長 上 野 孝

## 審 議 結 果 通 知 書

貴者から提出のあった次の件の提案書について、審議結果を次のとおり通知します。

件名：「横浜開港150周年記念コアイベント・  
ベイサイド  
ステージ」実施業務委託  
ヒルサイド

結果①：提案書が最適であると評価され、受託者として特定されました。  
契約等の手続きにつきまして別途連絡します。

結果②：下記の理由により受託者として特定されませんでした。  
理由：××のため

結果の公表：財団法人横浜開港150周年協会ホームページで公表していますので、ご  
参照ください。<http://www.yokohama-lab.com/y150/>

(連絡先)

財団法人 横浜開港150周年協会 企画調整部  
所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-6  
住友生命横浜関内ビル3階  
電 話 045-222-0150 FAX 045-662-1500  
E-mail proposal@yokohama150.org